## 11月は「いきいき農地適正利用強化月間」です。

「農地」は食料生産の基礎として適正に利用し、無断で 農地以外のものにせず、荒らさず、耕作放棄を防ぎましょ う。

自ら耕作ができない場合は、耕作を希望される人に貸 し出しましょう。

▶農地に関する相談・お問い合わせ

氷川町農業委員会 ☎52-5861

▶月間に関するお問い合わせ

熊本県庁農地・農業振興課 ☎096-333-2376

## 多重債務無料相談会

借金問題でお悩みの方、相談員や弁護士、司法書士が 相談をお受けします。

経営指導員による事業者向けの相談や臨床心理士によ るこころの健康相談もお受けします。

#### ▶日時・場所

まちからの

お知らせ

11月10日(木) 鹿本生涯学習・健康センター「ひだまり」 12月19日(月)八代市役所

#### ▶当日受付時間

12時30分~15時30分(相談時間は1人70分です。)

▶ご予約・お問い合わせ先

熊本県消費生活センター ☎096-383-0999 (できるだけ予約をお願いします。)

# 集



## お誕生日の記念にお子さんの写真を 紙面に飾りませんか

12月に1歳のお誕生日を迎える町内在住のお子さんの 写真を募集します。応募いただいた写真は、広報ひかわ12 月号に掲載いたします。

**対象** 平成22年12月1日から12月31日生まれの 氷川町在住のお子さん

#### ▶応募方法

- ①お子さんの名前(ふりがな)、性別、誕生日
- ②保護者名、住所、連絡先
- ③一言メッセージ (10字~20字程度)

を記入の上、お子さんの写真(電子データ可)を添えて下 記応募先へ持参、郵送、メールでご応募ください。 ※提出いただきます写真は、編集の都合上、できるだけ電 子データでの提出をお願いします。(印刷したものも可)

また、携帯電話で撮影された写真は、解像度が落ちるこ ともありますので、デジタルカメラで撮影されることをお 勧めします。

**▶応募先** 宮原振興局 総務振興課 企画係

〒869-4608 氷川町宮原栄久69-1

メール:kikaku@town.kumamoto-hikawa.lg.jp

▶応募締切 11月15日(火)必着

※広報ひかわは、氷川町ホームページにも掲載いたします。

問 宮原振興局 総務振興課 企画係 ☎62-2317

## ドクターヘリが運航を開始します!

能本県では、救急医療体制の強化策として、今年12月 下旬にドクターヘリ (基地病院:熊本赤十字病院) の運航 開始を予定しており、現在、救急搬送を担っている県防 災消防ヘリ「ひばり」と連携し、2機で救急医療活動を行 う体制をつくります。

#### 【知っていただきたいこと】

・一般の方がヘリを呼ぶことはできません。119番で連 絡を受けた消防機関が、患者のけがや病気の状況などか ら、ヘリで運ぶ必要があると判断した場合に呼ぶことに なります。

- ・ヘリでの移動にかかった費用を支払う必要はありませ んが、出動した医師などが行う治療に要する費用は支払 いが必要になります。
- ・ヘリが飛来した際には、危険ですので、近寄らず、消 防機関の指示に従ってください。

#### 問【ドクターへリ】

熊本赤十字病院建築推進室 ☎ 096 - 384 - 2111 【ヘリ救急搬送体制】

熊本県医療政策課 ☎ 096 - 333 - 2246

# 金融広報アドバイザー (講師) を派遣します

地域や学校で開催される学習会・講演会へ消費者教育 を行う金融広報アドバイザー (講師)を派遣しています。 悪質商法・生活設計・年金等のテーマ、開催場所、時間 について、御要望を御連絡ください。

なお、金融広報アドバイザーへの謝礼、交通費は不要です。 【テーマ例】

「携帯電話のトラブル」、「多重債務にならないために」、 「高齢者をめぐる悪質商法」など

問 熊本県金融広報委員会(消費生活課内)

**☎** 096 − 383 − 2323

# 熊本県林業研究指導所を一般公開します!

熊本県林業研究指導所では、豊富な森林資源を活用し た様々な試験研究や普及指導活動を日々行っています。 このような中で県民の皆さまに当所の業務内容について、 楽しい体験を通し、理解していただくため、一般公開を 実施します。

- **▶開催日** 11月13日(日) 10時~15時
- 開催場所

熊本県林業研究指導所 (熊本市黒髪8丁目222-2)

問 ☎ 096 − 339 − 2222

## 小学校5年生社会科用と中学校1年生技術・ 家庭科用に副読本を配布しています!

熊本県では、県内の小中学校に副読本を配布していま す。小学生は社会科、中学校は技術・家庭科の教科書に添っ た内容で、熊本の森林や木材利用の重要性がわかりやす くまとめられています。

県庁新館1階情報プラザにも展示しておりますので、 興味にある方は一度閲覧してみてください。

#### 問 熊本県林業振興課

**☎** 096 − 333 − 2448 FAX 096 − 381 − 7910

# 子どもの安全を守るためライターなどの 販売が規制されます!

平成23年9月27日からPSCマークがない ライターなどは販売が規制されています。

#### 1. 購入にあたっての注意

以下のライターなどについては、本体にPSCマークが表 示されていないものは販売が禁止されます。

・使い捨てライターや多目的ライター(点火棒)のうち、 燃料の容器と構造上一体となっているものであって、容器 の全部または一部にプラスチックを用いたもの。

ご購入の際には、本体にPSCマークが表示されている かどうか、ご確認ください。

#### 2. 使用にあたっての注意

- 子どもの手の届かないところにおきましょう。
- ・子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう。
- ・不要なライターは、きちんとガス抜きをして適正に捨て ましょう。
- 問 熊本県環境生活部 環境局廃棄物対策課

2096 - 333 - 2278

# 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

法務省人権擁護局および全国人権擁護委員連合会で は、夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案が 依然として数多く発生していることから、これらの女性を めぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動 を強化するため、全国一斉 「女性の人権ホットライン」 強 化週間を実施します。

#### ▶実施日時等

期 間 11月14日(月)~20日(日)までの7日間 時 間 平日:8時30分~19時まで(10時間30分)

土日:10時~17時まで(7時間)

▶ 「女性の人権ホットライン」専用電話番号 **☎**0570−070−810

- ▶相談担当者 人権擁護委員·法務局職員
- ▶相談内容

夫婦·DV·女性差別等女性をめぐる様々な人権問題 ※相談内容についての秘密は厳守します。

なお、熊本地方法務局では、開庁日の8時30分から17 時15分まで、常時、同じ専用電話番号で相談に応じていま す。

# 空港ライナー(ジャンボタクシー等の専用 車)の試験運行を実施しています!

豊肥本線肥後大津駅 (南口) と阿蘇くまもと空港を結 ぶ新たな交通手段 (空港ライナー) の試験運行を実施して います。是非、御利用ください。

時刻表等詳しくは、下記ホームページに掲載しています。

- **▶運行期間** 平成24年3月25日(日)まで
- 賃 無 料
- 便 数 1日47便





▶ホームページ 「阿蘇くまもと空港ライナー」 http://oaso-ozu.com/airline/

問 熊本県交通政策課 ☎ 096 - 333 - 2167

## 犬のしつけ方教室

▶日 時 11月20日(日) 14時から2時間程度

▶場 所 八代市太田郷公民館(八代市井上町601-1)

▶内 容 犬の病気の予防について

犬のしつけの具体的な方法について

▶参加費 無料

PS

※今回は犬の同伴はご遠慮ください。

▶お申し込み・お問い合わせ先

八代保健所 衛生環境課

**☎**33-3198

八代市役所 環境課

**☎**33-4114



# 裁判員制度まもなく名簿記載通知を発送します

#### ◆裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は, 市区町村の選挙管理委員会が選 挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地 方裁判所で作成されます。

平成24年分の名簿に登録される人数は、全国で約28 万6千人です(有権者全体に占める割合は、約365人に1

### ◆裁判員候補者名簿記載通知について

平成24年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本 年11月中旬に名簿に登録されたことの通知(名簿記載通 知)をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成 25年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員 に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじ め心づもりをしていただくためのものです。

この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選 ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しい ただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。

この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握 し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに 辞退が認められる場合などには裁判所にお越しいただく ことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減 するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当 てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や期間などに何らの制限を 設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の 事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で 辞退を申し出ていただくことも、または裁判の当日(選任 手続時)に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員制度にご理解・ご協力をお願いします。

裁判員制度ウェブサイトでは、裁判員制度の実施状況の ほか、各地方裁判所の裁判員裁判の情報、裁判員制度に 関するQ&Aなど、様々な情報をお伝えしていますのでぜ ひご利用ください。

## 裁判員制度ウェブサイト

http://www.saibanin.courts.go.jp/

